

認知症対応型共同生活介護事業所家賃等助成事業について

日頃から、保健福祉行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、**認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）** サービスをご利用の方のうち、次の要件をすべて満たした方については、家賃等の利用者負担額が軽減される制度が始まりました。

<対象要件>

- ・伊那市内に住所がある、市民税非課税世帯であること。
- ・住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者が市民税を課税されていないこと。
- ・年間の課税年金収入額と非課税年金（遺族年金または障害年金）収入額と合計所得金額の合計が 80 万円以下であること。
- ・預貯金等が単身世帯で 1,000 万円以下、夫婦で 2,000 万円以下であること。
- ・介護保険料の滞納がないこと。

<減額される金額>

1 人につき 上限 34,500 円/月（1,150 円/日）

つきましては、該当になるとと思われる方は「介護保険利用者負担限度額認定」の申請をしていただく必要がありますので、詳しくは裏面を参照ください。

「介護保険利用者負担限度額認定申請書」及び同意書に記入、押印の上、伊那市社会福祉課、高遠町総合支所又は長谷市民福祉課保健福祉係（健康増進センター内）へ提出をお願いします。

介護保険利用者負担限度額認定申請時の注意事項

<添付書類>

- ・ご本人様・配偶者様の通帳等の写し
（名義のわかるページと最終残高のわかるページ）
- ※配偶者様がない場合はご本人様分のみの提出になります。
- ※最終残高は直近 2 ヶ月以内を記帳してください。

<記入漏れにご注意ください>

- ・裏面同意書の住所、氏名、押印
- ・表面上部の押印
- ・表面配偶者様の有無
（無の場合は、無に○をつけ以降の配偶者に関する事項は記入不要です。）
- ※記入に関してはすべて代筆で構いません。

ご不明な点はお気軽にお問い合わせください。

介護保険施設入所者の居住費・食費に係る減額認定の申請について

日頃から、保健福祉行政に御理解と御協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、施設サービスに係る居住費（滞在費）・食費については、本人の申請により市民税非課税世帯であって次の要件をすべて満たした方に対して下記のような減額措置が取られています。

＜対象要件＞

- ・住民票上世帯が異なる（世帯分離している）配偶者が市民税を課税されていないこと。
- ・預貯金等が単身世帯で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下であること。

つきましては、該当になるとと思われる方は「介護保険利用者負担限度額認定申請書」及び同意書に記入、押印の上、預貯金・有価証券に係る通帳等の写しとともに伊那市社会福祉課、高遠町総合支所又は長谷市民福祉課保健福祉係（健康増進センター内）へ提出をお願いします。

減額の認定期間は、申請書受付月の1日（又は要件該当日）から次の7月31日までとなり、毎年更新申請が必要です。

記

所得段階	所得要件	居住費の上限（日額）					食費の上限（日額）
		ユニット型個室	ユニット型準個室	従来型個室（特養）	従来型個室（老健他）	多床室	
1	・高齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税 ・生活保護の受給者等	820円	490円	320円	490円	0円	300円
2	世帯全員が市民税非課税で、課税年金収入額と非課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	820円	490円	420円	490円	370円	390円
3	世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない方	1,310円	1,310円	820円	1,310円	370円	650円
4	上記以外の方 (減額の対象外)	施設によって金額が違いますので、くわしくは施設へお問い合わせください。					

※従来型個室(特養)は特別養護老人ホーム入所又はショートステイを利用した場合の従来型個室の額となります。

※対象施設…特別養護老人ホーム、老人保健施設、病院の介護療養型施設、地域密着型介護老人福祉施設、認知症対応型共同生活介護施設（グループホーム）^注

【注：第1・2段階の方のみ、月34,500円（上限）の減額対象となります】

※世帯とは世帯分離している配偶者も含まれる。

※すでに申請済みでピンク色の認定証をお持ちの方は、改めて申請していただく必要はありませんので、この用紙は破棄してください。